

6. 税金の控除・減免について

3) 個人住民税の非課税措置

障がいのある方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、毎年申告をすることで住民税が非課税となります。

《手続き》

手帳を掲示し、担当にご確認ください。

【担当】洞爺湖町役場 税務財政課税務グループ 電話 74-3003